

改正後		現 行	
別表 2 児童福祉施設の職種別職員定数表 (1) 児童養護施設		別表 2 児童福祉施設の職種別職員定数表 (1) 児童養護施設	
職種別	職 員 の 定 数	職種別	職 員 の 定 数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。	施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。	個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。	家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。	事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。	調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。	嘱託医	1人。

改正後		現 行	
(参考：加算職員一覧(児童養護施設))		(参考：加算職員一覧(児童養護施設))	
加算種別	加 算 職 員 数 等	加算種別	加 算 職 員 数 等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。	乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。	1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。	2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。	年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	1人。	里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。	心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。	職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。	看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士 <u>3人まで</u> 。	小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士1人。
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。	家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
<u>医療的ケア児等受入加算</u>	<u>児童指導員又は保育士2人。</u> <u>管理宿直等職員2人。(非常勤)</u>	指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
<u>自立支援担当職員加算</u>	<u>1人。</u>	特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)		
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)		

改正後		現 行	
(2) 児童自立支援施設		(2) 児童自立支援施設	
職種別	職 員 の 定 数	職種別	職 員 の 定 数
施設長	1人。	施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。	児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。	個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。	家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。	事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。	調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。	嘱託医	2人。
通所部設置の場合		通所部設置の場合	
職種別	職 員 の 定 数	職種別	職 員 の 定 数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人	児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人
(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))		(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))	
加算種別	加 算 職 員 数 等	加算種別	加 算 職 員 数 等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。	心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。	職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。	家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
<u>自立支援担当職員加算</u>	<u>1人。</u>	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)		

改正後	現 行																														
(3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。） (略)	(3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。） <table border="1" data-bbox="1131 199 2080 874"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 199 1406 236">職種別</th> <th data-bbox="1406 199 2080 236">職 員 の 定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 236 1406 272">施設長</td> <td data-bbox="1406 236 2080 272">1人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 272 1406 309">嘱託医</td> <td data-bbox="1406 272 2080 309">1人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 309 1406 646">看護師 保育士 児童指導員</td> <td data-bbox="1406 309 2080 646"> 2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 646 1406 683">個別対応職員</td> <td data-bbox="1406 646 2080 683">1人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 683 1406 719">家庭支援専門相談員</td> <td data-bbox="1406 683 2080 719">1人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 719 1406 756">栄養士</td> <td data-bbox="1406 719 2080 756">1人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 756 1406 793">事務員</td> <td data-bbox="1406 756 2080 793">1人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 793 1406 874">調理員等</td> <td data-bbox="1406 793 2080 874">定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職 員 の 定 数	施設長	1人。	嘱託医	1人。	看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。	個別対応職員	1人。	家庭支援専門相談員	1人。	栄養士	1人。	事務員	1人。	調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。												
職種別	職 員 の 定 数																														
施設長	1人。																														
嘱託医	1人。																														
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。																														
個別対応職員	1人。																														
家庭支援専門相談員	1人。																														
栄養士	1人。																														
事務員	1人。																														
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。																														
(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))	(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))																														
<table border="1" data-bbox="161 963 1108 1481"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 963 490 1000">加算種別</th> <th data-bbox="490 963 1108 1000">加 算 職 員 数 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="161 1000 490 1037">里親支援専門相談員加算</td> <td data-bbox="490 1000 1108 1037">1人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1037 490 1153">心理療法担当職員加算</td> <td data-bbox="490 1037 1108 1153">1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1153 490 1225">小規模グループケア加算</td> <td data-bbox="490 1153 1108 1225">児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1225 490 1297">家庭支援専門相談員加算</td> <td data-bbox="490 1225 1108 1297">1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1297 490 1369"><u>医療的ケア児等受入加算</u></td> <td data-bbox="490 1297 1108 1369"><u>児童指導員、保育士又は看護師2人。</u> <u>管理宿直等職員1人。(非常勤)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1369 490 1441">指導員特別加算</td> <td data-bbox="490 1369 1108 1441">児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1441 490 1481">ボイラー技士雇上費加算</td> <td data-bbox="490 1441 1108 1481">ボイラー技士1人。(非常勤)</td> </tr> </tbody> </table>	加算種別	加 算 職 員 数 等	里親支援専門相談員加算	1人。	心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。	<u>医療的ケア児等受入加算</u>	<u>児童指導員、保育士又は看護師2人。</u> <u>管理宿直等職員1人。(非常勤)</u>	指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)	<table border="1" data-bbox="1131 963 2080 1401"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 963 1460 1000">加算種別</th> <th data-bbox="1460 963 2080 1000">加 算 職 員 数 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1000 1460 1037">里親支援専門相談員加算</td> <td data-bbox="1460 1000 2080 1037">1人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1037 1460 1145">心理療法担当職員加算</td> <td data-bbox="1460 1037 2080 1145">1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1145 1460 1217">小規模グループケア加算</td> <td data-bbox="1460 1145 2080 1217">児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1217 1460 1289">家庭支援専門相談員加算</td> <td data-bbox="1460 1217 2080 1289">1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1289 1460 1361">指導員特別加算</td> <td data-bbox="1460 1289 2080 1361">児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1361 1460 1401">ボイラー技士雇上費加算</td> <td data-bbox="1460 1361 2080 1401">ボイラー技士1人。(非常勤)</td> </tr> </tbody> </table>	加算種別	加 算 職 員 数 等	里親支援専門相談員加算	1人。	心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。	指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
加算種別	加 算 職 員 数 等																														
里親支援専門相談員加算	1人。																														
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。																														
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)																														
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。																														
<u>医療的ケア児等受入加算</u>	<u>児童指導員、保育士又は看護師2人。</u> <u>管理宿直等職員1人。(非常勤)</u>																														
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)																														
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)																														
加算種別	加 算 職 員 数 等																														
里親支援専門相談員加算	1人。																														
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。																														
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)																														
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。																														
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)																														
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)																														

改正後		現 行	
(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院 (略)		(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院	
		職種別	職 員 の 定 数
		施設長	1人。
		看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
		家庭支援専門相談員	1人。
		嘱託医	1人。
		調理員等	1人。
(参考：加算職員一覧（乳幼児10人未満を入所させる乳児院））		(参考：加算職員一覧（乳幼児10人未満を入所させる乳児院））	
加算種別	加 算 職 員 数 等	加算種別	加 算 職 員 数 等
里親支援専門相談員加算	1人。	里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。	心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。	個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。（非常勤）	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。（非常勤）
<u>医療的ケア児等受入加算</u>	<u>児童指導員、保育士又は看護師2人。</u> <u>管理宿直等職員1人。（非常勤）</u>	指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。（非常勤）
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。（非常勤）	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。（非常勤）
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。（非常勤）		

改正後	現 行																														
(5) 母子生活支援施設 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 197 1312 236">職種別</th> <th data-bbox="1314 197 2069 236">職 員 の 定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 237 1312 276">施設長</td> <td data-bbox="1314 237 2069 276">1人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 277 1312 347">母子支援員</td> <td data-bbox="1314 277 2069 347">定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 349 1312 496">保育士</td> <td data-bbox="1314 349 2069 496">保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 497 1312 568">少年指導員 兼事務員</td> <td data-bbox="1314 497 2069 568">定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 569 1312 608">調理員等</td> <td data-bbox="1314 569 2069 608">1人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 609 1312 647">嘱託医</td> <td data-bbox="1314 609 2069 647">1人。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1144 687 1675 719">(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 721 1480 759">加算種別</th> <th data-bbox="1482 721 2069 759">加 算 職 員 数 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 761 1480 874">心理療法担当職員加算</td> <td data-bbox="1482 761 2069 874">1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 876 1480 914">個別対応職員加算</td> <td data-bbox="1482 876 2069 914">1人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 916 1480 986">母子支援員、少年指導員 加算</td> <td data-bbox="1482 916 2069 986">各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 987 1480 1026">夜間警備体制強化加算</td> <td data-bbox="1482 987 2069 1026">1人。(非常勤、委託でも可)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1027 1480 1141">特別生活指導費加算</td> <td data-bbox="1482 1027 2069 1141">特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1142 1480 1181">保育機能強化加算</td> <td data-bbox="1482 1142 2069 1181">保育士1人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1182 1480 1220">学習指導費加算</td> <td data-bbox="1482 1182 2069 1220">指導員。(非常勤)</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職 員 の 定 数	施設長	1人。	母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。	保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)	少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。	調理員等	1人。	嘱託医	1人。	加算種別	加 算 職 員 数 等	心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。	個別対応職員加算	1人。	母子支援員、少年指導員 加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)	夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)	特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)	保育機能強化加算	保育士1人。	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
	職種別	職 員 の 定 数																													
施設長	1人。																														
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。																														
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)																														
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。																														
調理員等	1人。																														
嘱託医	1人。																														
加算種別	加 算 職 員 数 等																														
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。																														
個別対応職員加算	1人。																														
母子支援員、少年指導員 加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)																														
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)																														
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)																														
保育機能強化加算	保育士1人。																														
学習指導費加算	指導員。(非常勤)																														
(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設)) (略)																															

改正後		現 行	
(6) 児童心理治療施設		(6) 児童心理治療施設	
職種別	職 員 の 定 数	職種別	職 員 の 定 数
施設長	1人。	施設長	1人。
医師	1人。	医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。	心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。	看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。	児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。	個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。	家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。	事務員	1人。
調理員等	4人。	調理員等	4人。
通所部設置の場合		通所部設置の場合	
職種別	職 員 の 定 数	職種別	職 員 の 定 数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。	心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。	児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。
(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))		(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))	
加算種別	加 算 職 員 数 等	加算種別	加 算 職 員 数 等
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。	家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
<u>自立支援担当職員加算</u>	<u>1人。</u>	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)		

改正後		現 行	
(7) 自立援助ホーム		(7) 自立援助ホーム	
職種別	職 員 の 定 数	職種別	職 員 の 定 数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。	指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)	補助者	1人。(非常勤)
<u>(参考：加算職員一覧(自立援助ホーム))</u>		<u>(新規)</u>	
加算種別	加 算 職 員 数 等		
自立支援担当職員加算	1人。		
(8) ファミリーホーム (略)		(8) ファミリーホーム	
		職種別	職 員 の 定 数
		指導員	1人。
		補助者	2人。(非常勤)
(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム)) (略)		(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))	
		加算種別	加 算 職 員 数 等
		学習指導費加算	指導員。(非常勤)
(9) 地域小規模児童養護施設		(9) 地域小規模児童養護施設	
職種別	職 員 の 定 数	職種別	職 員 の 定 数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)	児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)
		<u>小規模かつ地域分散化加算</u>	<u>児童指導員又は保育士1人。</u>
<u>(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))</u>		<u>(新規)</u>	
加算種別	加 算 職 員 数 等		
<u>小規模かつ地域分散化加算</u>	<u>児童指導員又は保育士3人まで。</u>		
<u>自立支援担当職員加算</u>	<u>1人。</u>		

改正後	現 行				
<p>(10) (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>(10) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設</p> <table border="1" data-bbox="1131 199 2072 279"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 199 1310 231">職種別</th> <th data-bbox="1310 199 2072 231">職 員 の 定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 231 1310 279">母子支援員</td> <td data-bbox="1310 231 2072 279">1人。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員（1人、非常勤）及び年休代替要員費等が含まれる。</p>	職種別	職 員 の 定 数	母子支援員	1人。
職種別	職 員 の 定 数				
母子支援員	1人。				